

## 第2節

# 海外における日本人への支援

### 1 海外における危険と日本人の安全

#### (1) 2018年の事件・事故等と対策

現在、年間延べ1,789万人（2017年）<sup>1</sup>の日本人が海外渡航し、約135万人（2017年10月現在）の日本人が海外に居住している。世界で活躍する日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の最も重要な任務の一つである。

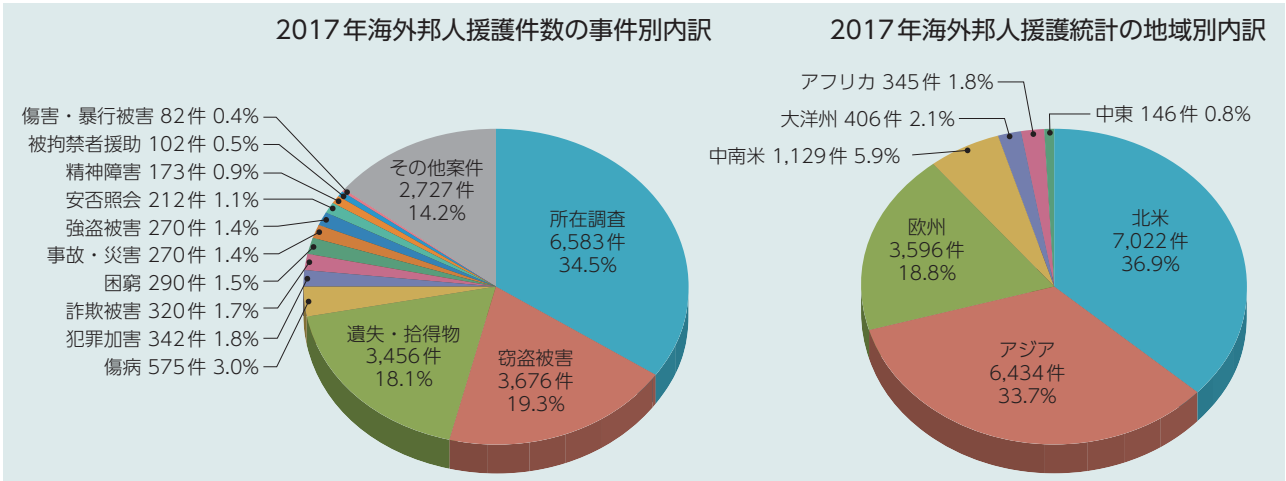
2018年はテロ事件による邦人被害はなかったものの、世界中で多くのテロ事件が発生した。その傾向としては、テロが発生する地域が中東・アフリカのみならず、日本人が数多く渡航・滞在する欧米やアジアにも拡大していること、欧米で生まれ育った者がインターネットなどを通じて国外のイスラム過激思想に感化され実行するテロ（ホームグロウン型）や、組織的背景が薄く単独で行動する「一匹狼」によるテロ（ローンウルフ型）が多数見られること、不特定多数の人が集まる日常的な場所（ソフトターゲット）を標的とするテロ事件が増加する傾向があること等が挙げられる。こうした傾向は、特に域外でのテロを呼びかけていた「イラクとレバントのイスラム国」（ISIL）がイラク・シリアでの拠点を喪失する中でも引き続き見られ、ISILの外国人戦闘員が出身国あるいは第三

国に移動することも相まって、テロ発生を予測し防止することはますます困難になっている。これらのような傾向を示す事件として、2018年には、スラバヤ（インドネシア）のキリスト教会における同時多発自爆テロ事件（5月）、リエージュ（ベルギー）での襲撃事件（5月）、フヘイス（ヨルダン）の音楽祭会場における爆弾テロ事件（8月）、ミニヤ県（エジプト）でのコプト教会修道院に向かうバスへの攻撃事件（11月）、メルボルン（オーストラリア）での通行人切りつけテロ事件（11月）、カラチ（パキスタン）の中国総領事館付近におけるテロ事件（11月）、ストラスブール（フランス）のクリスマスマーケット付近における銃撃事件（12月）などが発生した。

日本人が海外で死亡した事案としては、ダブリン（アイルランド）における刺殺事案（1月）、マナビ県（エクアドル）における強盗殺人事案（3月）、ラリベラ（エチオピア）の観光名所における高所からの転落事案（4月）、フロリダ（米国）でのワニ襲撃事案（6月）、セブ（フィリピン）における銃撃事案（8月）、イスタンブール（トルコ）における路面電車による轢死事案（9月）、ソウル（韓国）における簡易宿泊所火災（11月）、ペテン県（グアテマラ）における殺傷事案（11月）、ネパール（4件）やパキスタン（1件）における登山中

<sup>1</sup> 出典：法務省「出入国管理統計」

邦人援護件数の事件別・地域別内訳 (2017年)



援護件数の多い在外公館上位20公館

順位	在外公館名	件数	順位	在外公館名	件数
1	在タイ日本国大使館	1,273件	11	在バルセロナ日本国総領事館	387件
2	在フィリピン日本国大使館	905件	12	在大韓民国日本国大使館	375件
3	在ロサンゼルス日本国総領事館	816件	13	在香港日本国総領事館	355件
4	在上海日本国総領事館	799件	13	在ミラノ日本国総領事館	351件
5	在英国日本国大使館	625件	15	在シアトル日本国総領事館	333件
6	在ニューヨーク日本国総領事館	557件	16	在ヒューストン日本国総領事館	321件
7	在サンフランシスコ日本国総領事館	542件	17	在ハガツニャ日本国総領事館	319件
8	在ホノルル日本国総領事館	531件	18	在アトランタ日本国総領事館	310件
9	在フランス日本国大使館	478件	19	在ポートランド領事事務所	309件
10	在中華人民共和国日本国大使館	430件	20	在デトロイト日本国総領事館	300件
				在ボストン日本国総領事館	

(2017年の援護統計に関し、大使館、総領事館、領事事務所等のうち、援護件数の多い20公館を掲載)

の死亡事案などが挙げられる。

そのほかにも2018年は台湾東部の地震(2月)、ハワイ島(米国)キラウエア火山の噴火(5月)、ロンボク島(インドネシア)の地震(7月)、スラウェシ島(インドネシア)の地震・津波(9月)、ペトラ遺跡(ヨルダン)での鉄砲水(11月)等、様々な自然災害が大きな被害を生じさせ、日本人が巻き込まれたものもあった。また、モルディブでの非常事態宣言の発出(2月)、ガザ地区の情勢悪化(11月)、フランス等での「黄色いベスト運動」(11月~)等、日本人が巻き込まれるおそれのある政情不安事案も多く発生した。

また、海外旅行中に発病し滞在先のホテル等で急死した事例も前年に引き続き報告された。

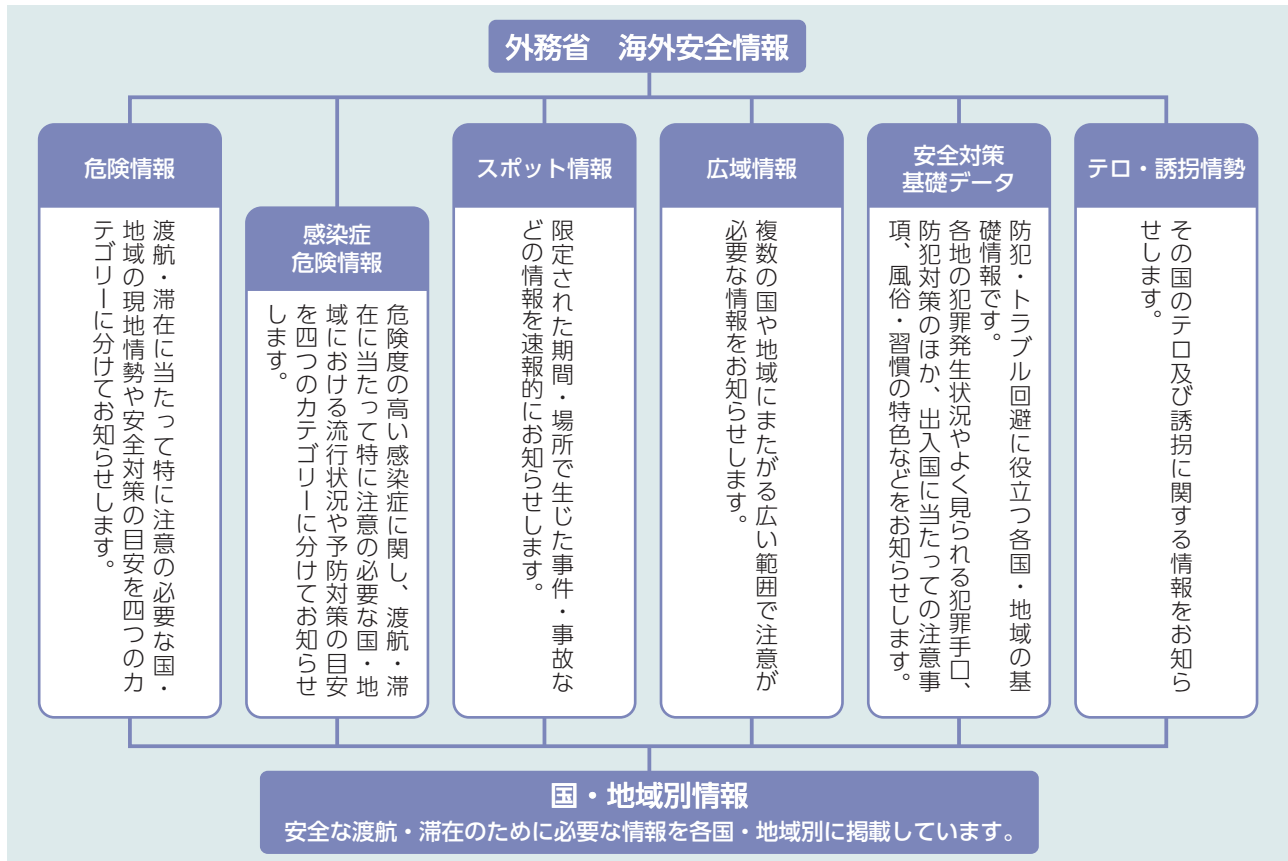
これらの事故や疾病への対応では、日本国内

に比べて高額な医療費や搬送費用が発生したり、不十分な医療サービスしか受けられない等により困難が生じる事例も散見された。

感染症については、エボラ出血熱の感染例がコンゴ民主共和国で報告されたほか、中東では中東呼吸器症候群(MERS)の感染例が引き続き報告されている。ジカウイルス感染症、黄熱、デング熱やマラリアといった蚊が媒介する感染症も引き続き世界各地で流行した。

外務省は、感染症や大気汚染など、健康・医療面で注意を要する国・地域についても随時関連の海外安全情報を発出し、在外邦人に対して、流行状況や感染防止策などの情報提供及び渡航や滞在に関する注意喚起を行っている。

海外安全ホームページに掲載している主な海外安全情報（体系及び概要）



外務省海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)



外務省海外旅行登録「たびレジ」  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



外務省海外安全アプリ  
海外安全ホームページ「海外安全アプリの配信について」  
([http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)) からダウンロード可能

### 〈海外に渡航・滞在する場合の心得〉

このように、日本人の安全を脅かすような事態は世界中の様々な地域で絶え間なく発生している。海外に渡航・滞在する場合には、外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録や在留届の提出を必ず行うとともに、①海外安全ホームページや報道等を通じて現地の治安などに関する情報を事前に十分に確認すること、②滞在中は十分な安全対策を取り、危険を回避すること、③緊急事態が発生した場合には最寄りの大使館・総領事館などの在外公館や留守家族などに連絡を取るなどが重要である旨、外務省として様々なツール・機会を活用し、呼びかけている。また、海外での病気や事故被害などにより高額な医療費が求められた場合、海外旅行保険に加入していなければ、医療費などの支払のみならず、適切な医療機関での受診にも困難を来すことから、渡航の際は十分な補償内容の海外旅行保険に加入しておくことが非常に重要である点も引き続き強調している。

## (2) 海外における日本人の安全対策

日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が2017年に対応した日本人の援護人数は、延べ2万1,309人、援護件数は1万9,078件と引き続き高い水準で推移している<sup>2</sup>。

海外で被害に遭わないためには、事前の情報収集が重要であることから、外務省は、広く国民に対して安全対策に関する情報発信を行い、安全意識の喚起と対策の推進に努めている。

外務省は「海外安全ホームページ」で各国・地域の最新の安全情報を発出しているほか、在留届を提出した在外邦人や「たびレジ」に登録した短期旅行者等に対して渡航先・滞在先の最新の安全情報をメールで配信している。「たびレジ」は、旅行の予定がなくても登録することができ（簡易登録）、配信された安全情報は、海外で事業を行う日本企業関係者の安全対策などに幅広く活用されている。2014年7月の

「たびレジ」運用開始以降、利便性向上のための取組や登録促進活動により、累計登録者数は400万人を突破した。

外務省は、セミナー・訓練を通じて海外安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組も行っている。外務省主催の国内・在外安全対策セミナーを各地で実施したほか、国内の各組織・団体等が全国各地で実施するセミナーに外務省領事局から講師を派遣し安全対策に関する講演を行った（2018年は全国で約80回）。また、企業関係者の参加を得て、「官民合同テロ・誘拐対策実地訓練」を実施した。これらの取組は、一般犯罪やテロ等の被害の予防に役立つことはもちろん、万が一事件に巻き込まれた場合の対応能力向上にも資するものである。

また、海外でも官民が協力して安全対策を進めている。各国の在外公館では、「安全対策連絡協議会」を定期的に開催し、在留邦人との間で情報共有や意見交換、有事に備えた連携強化を行っている。

さらに、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件の後には、特に国際協力事業関係者や安全に関する情報に接する機会が限られる中堅・中小企業、留学生、短期旅行者に対する安全対策意識の向上と対応能力強化の促進に努めている。

まず、日本企業の大部分を構成する中堅・中小企業の海外での活動を安全対策面からサポートする観点から、2016年9月に企業の海外展開に関係する29の組織・機関が参加する「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」を立ち上げた。ネットワーク参加組織間の連携により、海外安全対策に関する国内外でのセミナーや、機関誌などを通じた啓発などを進めているほか、企業間での横のつながりが構築されたり、より充実した企業向けサポートサービスが図られるなど企業の安全対策が強化されてきている。さらには、2017年3月、企業が最低限行うべき基本的な安全対策を漫画で分かりやすく解説した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け

<sup>2</sup> 海外日本人援護統計は、日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が、海外で事件・事故、犯罪加害、犯罪被害、災害など何らかのトラブルに遭遇した日本人に対し行った援護の件数及び人数を年ごとに取りまとめたものであり、1986年に集計を開始した。

海外安全対策マニュアル」を公表した。以降、単行本約11万冊を配布し、外務省ホームページ上の特設ページには約170万件のアクセスがあるなど日本企業等に活用され、海外安全対策に関する意識の向上につながった。

また、留学生に関しては、多くの教育機関で安全対策及び緊急事態対応に係るノウハウや経験が十分に蓄積されていない実情を踏まえ、大学等の教育機関で、外務省員が講演を実施し、

学生の安全対策の意識向上及び学内の危機管理体制の構築の支援に努めている。一部の留学関係機関とは「たびレジ」自動登録の仕組みを開始するなど、政府機関と教育機関、留学エージェント及び留学生をつなぐ取組を進めている。

短期旅行者の安全対策としては、ケンドーコバヤシ氏への「『たびレジ』登録推進大使」の委嘱や吉本興業との協力等を通じた上記「たびレジ」への登録促進を中心に広報活動に取り組

コラム

目指せ登録率10割！ 外務省海外旅行登録「たびレジ」登録推進大使 ケンドーコバヤシ氏からのメッセージ

【「たびレジ」とは】

—まずは、「たびレジ」の良さ、魅力を教えてください。

ケンコバ大使：海外行くとって本当にいいことだと思いますし、楽しい。だけど、なんか出発直前でどきどきするじゃないですか。向こうでトラブルに遭ったらどうしようっていう不安もある。空港の海外旅行保険のところであらうろろしている人とかよく見ますよね。保険も大事なんですよ。でも、そんな時に「たびレジ」に登録しておく、メールで必要な情報も届くし、緊急時には外務省からの安否確認もある。一つこういう安心があると、向こうで本当に羽を伸ばせる感覚があるというか、気分が変わりますね、うん。

—どんな情報が入るのでしょうか。

ケンコバ大使：例えば、夏休み、ニューヨークへ遊びに行ったんですけど、「計画停電があるから、この地区はこの時間には行かない方がいいですよ」って「たびレジ」メールが入って、助かりました。そんなの普通に旅行してるだけだったら、分かんないじゃないですか。

—「たびレジ」、役立てていらっやいますね。

ケンコバ大使：海外に行くとき自分の行き先と期間を入力するだけで、「今こんなことありますよ」っていう情報が日本語でバンバン入ってくるんで。



—海外で困った経験をされたことは？

ケンコバ大使：そうですね、ここで言えるような話ですよ（笑）。よくあるのは、夜12時以降はお酒販売しませんとか。あとは、ある国では、この期間はお酒は禁止とか。すみません、お酒の話ばかりで（笑）

—いえいえ（笑）

ケンコバ大使：もうちょっとまじめな話をすると、昔、上海に仕事で行った時に外に出ようとしたら、ある国の副大統領が来ているとかで外出禁止になっていて数時間止められたり、サンフランシスコのある地域を散歩していたら実はかなり危険な場所にいたらしく、後で心底ぞっとしたりしました。「たびレジ」があれば、そういう情報も事前に分かって、早めに出発したり、散歩コースも変えられたんじゃないかと。

【「たびレジ」登録推進大使として】

— 「たびレジ」登録率は海外渡航者の約1割にとどまっていますが、河野大臣から「登録率10割を目指して欲しい」と頼まれていますね。「たびレジ」登録推進大使として今後どのように取り組まれますか。

ケンコバ大使：そうですね。動画とかポスターでも大きく広めていきたいんですけど、草の根運動もしていきたいですね。羽田・成田あたりでうろうろしているんで、いつでも声をかけてください。その時に「たびレジ」についても説明するので（笑）。

— 海外渡航者は年間1,900万人を超える勢いで増えています。

ケンコバ大使：1,900万というのは膨大な数ですが、「たびレジ」は自分が身をもって便利さを知ったのでどんどん広めていきたいですね。

— 最後に、国民の皆さまにメッセージを。

ケンコバ大使：備えあれば憂いなし。安心・安全を高めるために「たびレジ」登録をして、海外でもし出会えたら乾杯でもしましょう。あ、またお酒の話になった（笑）。



河野外務大臣から表彰状と委嘱状を渡されるケンコバ大使



動画も公開中 詳しくは「#ケンコバ大使」

「たびレジ」の4つの安心

---

安心1

**出発前から  
旅先の安全情報を  
入手！**

「〇〇地区では外国人旅行者を巡ったひったくりが多発しています！」

安心2

**旅行中も  
最新情報を  
受信！**

「〇〇地区では外出禁止令が突出されました！」

安心3

**現地で事件・事故に  
巻き込まれても  
素早く支援！**

「被害に巻き込まれていませんか？」

安心4

**日本にいても  
世界の最新情報を  
入手！**

- △△地区で地震が発生！
- ××国で感染症が流行！

「たびレジ」とは短期海外渡航者（3か月未満）が、滞在先やメールアドレス等を登録することで、渡航先の最新安全情報や事件・事故、災害発生等緊急時の連絡を受け取れるサービスです。また、事件・事故、テロ、災害等に巻き込まれても、現地の大使館・総領事館から、緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。



©さいとう・たかを  
『ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル』  
[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html)

んでいる（コラム「たびレジ」とは（ケンコバ大使インタビュー記事）276～277ページ参照）。

様々なメディア媒体での宣伝や「ツーリズムEXPO ジャパン」でのブース出展を行ったほか、旅行者と行動を共にする添乗員を対象とした安全対策セミナーを5回開催し、安全に対する取組の重要性を伝えるとともに、旅行者の安全対策への協力を呼びかけた。

## 2 領事サービスと日本人の生活・活動支援

### (1) 領事サービスの向上

外務省は、海外で日本人に良質な領事サービスを提供できるよう、在外公館の領事窓口や電話での職員の対応、情報発信などについてのアンケート調査を毎年実施している。2018年は148在外公館を対象に調査を行い、2万8,874人からの回答を得た。その結果、領事窓口・電

話対応を始め、在外公館が提供する領事サービス全般に対しては、おおむね満足しているとの評価が示された。一方、職員の対応に対する厳しい評価や改善を求める意見も寄せられたことから、外務省としては、利用者からの声を、在外公館の領事サービス向上・改善に反映し、利用者の視点に立った領事サービスを提供できるよう、引き続き改善に努めていく考えである。

### (2) 旅券（パスポート）の発給と不正取得等の防止

2018年には431万冊の一般旅券が発行された。2018年12月末時点で、約2,998万冊の一般旅券が有効であり、全てIC旅券<sup>3</sup>である。

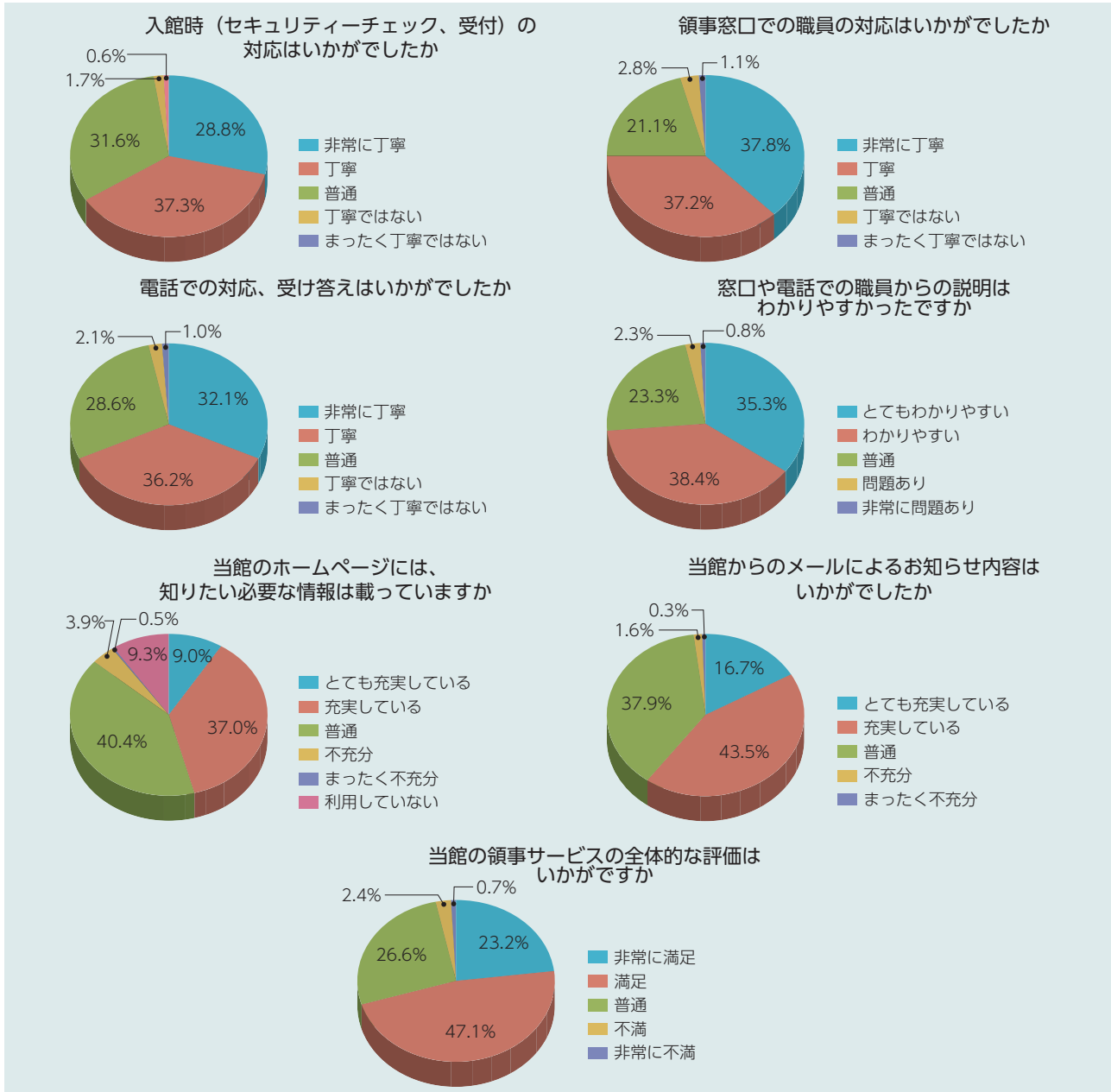
IC旅券の発行により、偽変造など旅券の不正使用は困難になっているが、他人になりすますなどの方法によって旅券を不正取得する事案<sup>4</sup>は引き続き発生している。日本人又は不法滞在外国人が、不正取得した他人名義旅券を使って出入国する例が見られるほか、名義人の知らないところで金融機関に借金をしたり、他の犯罪をたくらむ者に売り渡す目的で銀行口座が開設されたり、携帯電話が契約されるなどの事例が報告されている。こうした2次・3次の犯罪を助長するおそれのある旅券の不正取得を未然に防止するため、各都道府県にある旅券窓口では、なりすましによる不正取得防止のための審査強化期間を設けるなど、旅券の発給時の本人確認の強化に一層の力を入れている。さらに、刑事訴追されている者、執行猶予中の者、旅券法に違反した者等に対する一般旅券の発給を制限しているほか、逮捕状が発行されている者等に関係機関から外務大臣に通報があった者に対しては、返納を命ずる等の措置を講じている。

一方、日本の旅券に搭載されているICチップには、顔画像や人定事項等の情報が記録されているが、諸外国では更に指紋等の生体情報を追加するなど、偽変造防止対策を向上させた

<sup>3</sup> IC旅券は、旅券の偽変造や第三者による不正使用を防止するため、生体情報である顔画像を電磁的に記録したICチップを搭載した旅券。2006年から発行

<sup>4</sup> 2014年41冊、2015年31冊、2016年22冊、2017年21冊、2018年35冊の不正取得事案を把握

領事サービス利用者へのアンケート調査結果（2018年：148公館）



IC旅券の普及が進んでおり、国際民間航空機関（ICAO）及び国際標準化機構（ISO）でも、IC機能のより効果的な利用が検討されている。また、2016年1月4日から在外公館で運用を開始した「ダウンロード申請書」につき、2018年10月1日から国内でも受付を開始し、申請者の利便性の向上に努めた。

2006年以降、申請の受理や交付などの旅券事務を都道府県から市町村へ再委託することが可能となった。2018年12月末現在、その数は、837市町村に達し、全国の約5割近くの市町村で旅券事務を行っている状況である。

(3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。2007年6月以降の選挙では、衆議院と参議院それぞれの比例代表選挙に加え、衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙（これらの補欠選挙及び再選挙を含む。）も対象となっている。在外選挙制度を利用して投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請し、在外選挙人証を入手する必要がある。2018年6月からは、国外転出後に



## コラム

## 査証官の奮闘

在中国日本国大使館領事部

2018年の訪日外国人数は、過去最高の3,119万人となりました。外国からの観光客等のますますの増加に伴い、2018年のビザ発給数は約695万件にのぼり、そのうち78%が中国国籍者に対する発給でした。日本政府は、観光立国の実現に向けた取組を進めており、ビザの発給要件緩和も訪日外国人の増加を後押ししています。一方、日本の利益を害するおそれのある外国人の入国を阻止するため厳格なビザ審査も重要であり、世界各国の日本大使館や総領事館でビザ発給を担当している“査証官”は、日々、書類に囲まれながら奮闘しています。

さて、近年、観光客やビジネス客を中心に訪日する中国人は増加の一途をたどっています。在中国公館のビザ発給数は飛び抜けて多く、査証官は日々多忙を極めています。例えば、在中国日本国大使館では、年間約120万件のビザを発給しており、1日なんと約5,000件、多い時で1万件を超えるビザ申請があります。2014年から18年までの5年間でビザ発給数は51万件から135万件になり、査証官の人数がビザ発給数の増加に追いつかない状況です。毎日午前中は、多くの指定旅行社（代理申請機関）の職員がビザ申請と受領のために大使館の窓口を訪れます。限られた人数で、所定の期限内に大量のビザ申請を正しくかつ迅速に処理するため、査証官は緊張感を伴う審査業務を毎日分刻みで処理していかなければなりません。



査証受付窓口の様子

このような状況の下、外務省と在中国公館は、審査業務の効率化や合理化を日々追求しています。例えば、審査業務合理化のための第一の試みとして、2018年秋から、全ての指定旅行社から在中国大使館へのビザ手数料の納付方法を現金から銀行振込みに変更する取組を進めています。これは全世界の日本の在外公館の中で初めての試みで、査証官は前例のない中、旅行社向け説明会の開催、館内での業務手順や役割分担の見直し等の準備につき、万全を期して奔走しました。その結果、大量の現金に偽造紙幣が紛れ込んでいないかを確認する作業や現金計算業務が解消されるなど、業務効率が向上しました。

業務合理化の第二の試みとして、査証申請書類の提出を受けて審査を行う従来の方法を改め、申請を電子化することにより、在中国大使館での入力作業を合理化し、ペーパーレス化を図る取組を積極的に進めています。2020年4月から全中国公館において電子的な手続による電子ビザを導入する予定ですが、在中国大使館がパイロット事業の実施公館となり、取組を進めています。

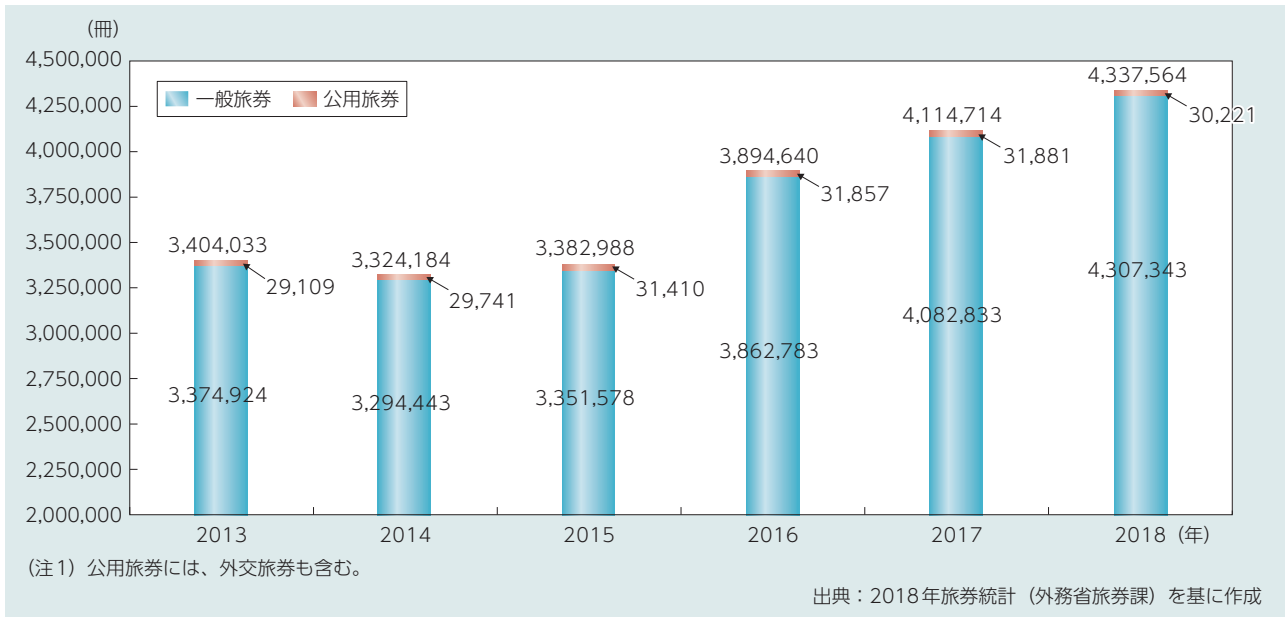


代理申請機関でにぎわう査証待合室

しかしながら、このような業務の効率化や合理化による効果は、現地職員たちが担当しているデータ入力作業やビザシールの印刷等に限られます。つまり、査証官自らが行わなければならない最も重要な審査業務については、水際対策の観点からも引き続き厳格な審査が求められています。

在中国大使館のみならず、全世界の査証官は、それぞれの国と日本との人的交流を促進し、日本への適正な人の流れを円滑化するとの使命の下、分刻みの審査業務に日夜、奮闘しています。

## 旅券発行数の推移



在外公館を通じて申請する従来の方法に加え、国外転出の届出と同時に市区町村窓口で申請することが可能になった。これにより、国外転出後に在外公館に出頭する必要がなくなるなど、手続の簡素化が図られ、登録者数の増加につながることを期待される。有効な在外選挙人証を持っていれば、在外公館投票、郵便投票又は日本国内における投票のいずれかを選択して投票することができる。

在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めているほか、選挙が実施される際は、事前の広報を含め、在外公館投票の事務を担っている。

## (4) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

## ア 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子女教育は大きな関心事項の一つである。外務省では、義務教育相当年齢の子女が海外でも日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省と連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教師謝金、安全対策費などへの一部援助）を行っている。また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維

持のために設置されている教育施設) に対して、日本人学校と同様の支援を行っている。加えて、最近の国際テロ情勢の変化等を踏まえ、安全対策に関連する支援を更に強化・拡充している。今後もこうした支援を継続していく考えである。

## イ 医療・保健対策

外務省は、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページ、メールなどを通じ、広く提供している。さらに、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣している（2018年度は1か国7都市）。また、感染症や大気汚染が深刻となっている地域に専門医を派遣し、健康安全講話を実施している（2018年度には12か国13都市）。

## ウ その他のニーズへの対応

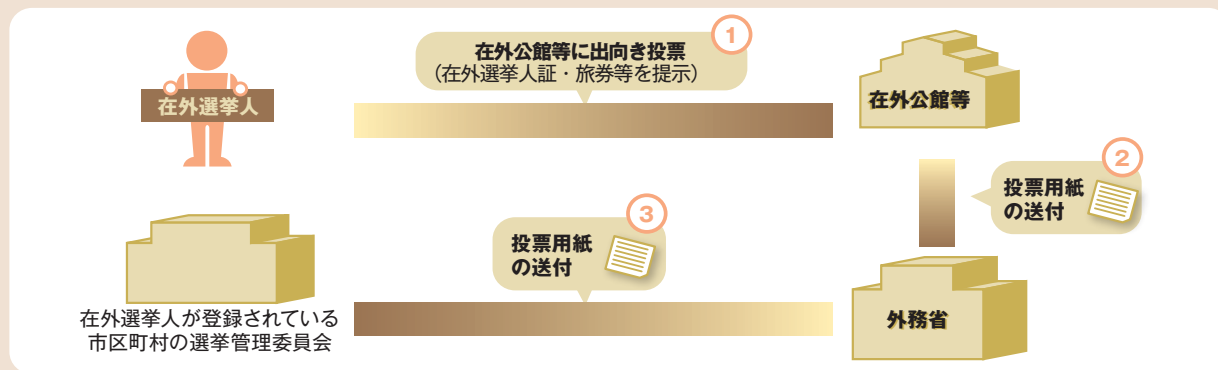
外務省は、海外に在住する日本人の滞在国内での各種手続（運転免許証の切替え、滞在・労働許可の取得など）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするため、滞在国内の当局に対する働きかけを継続している。

例えば、外国の運転免許証から日本の運転免許証へ切り替える際、外国運転免許証を持つ全

在外選挙

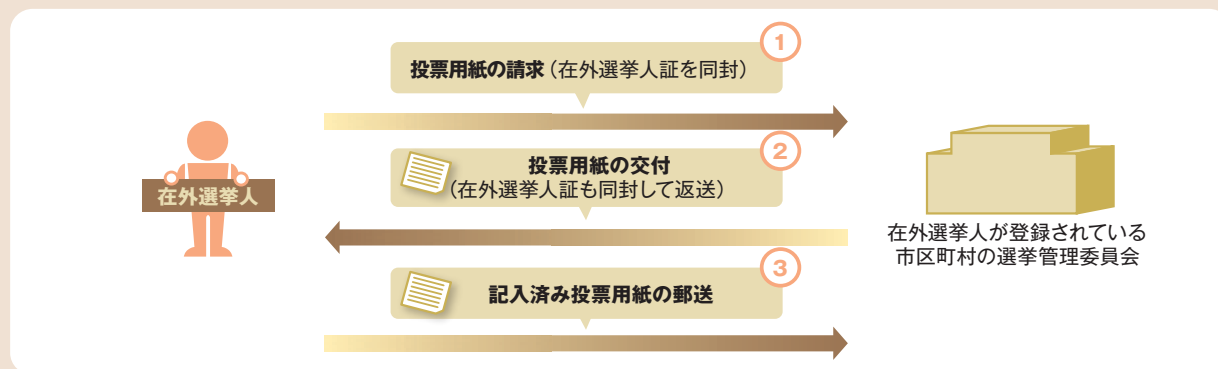
ア 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間や時間は、公館により異なる。）。



イ 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。）。



ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

ての人に対し、自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、日本の運転免許試験の一部（学科・技能）を免除している。一方、北米及び南米の一部の国のように、在留邦人が滞在国の運転免許証に切り替える際に取得試験を課している国・州もあるため、日本と同様に手続きが簡素化されるよう働きかけを行っている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っている。

3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は2018年で150年となった。北米・中南米を中心として、全世界に約360万人（推定）以上の海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治、経済、教育、文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与するとともに、日本と各在住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は国際協力機構（JICA）と共に、約

213万人（推定）の日系人が在住している中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系社会へのボランティア派遣などの協力を行っている。また、2017年5月に外務大臣に提出された「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」の報告書を踏まえ、日系社会との更なる関係強化にも取り組んできている。

これまでも、北米・中南米では、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人を日本に招へいするプログラムが実施されているほか、日本からの要人訪問の機会に日系人との接点を積極的に設けるなど、各国の在外公館が日系社会と緊密に協力し合うことで、日系人との関係強化を図っている。

6月、ハワイにおいて、日本人の海外集団移住開始から150年目を記念して、海外日系人大会を始め様々な記念行事が開催された。8月の河野外務大臣訪米の際には、様々な分野、世代の在米日系人と交流したほか、同月に訪問したペルーにおいても、日系人協会にて日系人との懇談を行った。また、12月には、安倍総理大臣はウルグアイ及びパラグアイをそれぞれ訪問し、各国の日系社会関係者との懇談を行った。今後も移住者や日系人に対する支援を行うとともに、若い世代との協力を<sup>きずな</sup>を推し進め、これらの人々と日本との絆を強めていく考えである。

#### 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況

ハーグ条約は、子の利益を最優先するという考えの下、国境を越えた子供の不法な連れ去りや留置をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子供を元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力等について定めた条約である。

この条約は、日本については2014年4月1日に発効し、2018年12月末現在、日本を含め99か国がこの条約に加盟している。

条約は、各締約国の「中央当局」として指定された機関が相互に協力することにより実施されている。日本では外務省が中央当局として、様々な分野の専門家を結集し、外国中央当局との連絡・協力、子の所在特定、問題の友好的解決に向けた協議のあっせんなどの当事者に対する支援を行っている。

ハーグ条約発効後2018年12月末までの4年9か月間に、外務大臣は、子の返還を求める申請を197件、子との面会交流を求める申請を131件、計328件の申請を受け付けた。日本から外国への子の返還が求められた事案のうち、30件において子の返還が実現し、32件において返還しないとの結論に至った。外国から日本への子の返還が求められた事案については、32件において子の返還が実現し、19件において返還しないとの結論に至った。

2018年2月には、ハーグ条約の実施に携わる日本の関係者に専門的知見を習得する機会を提供するため、米国でのハーグ条約事案の裁判手続等に詳しい米国人弁護士を招へいし、講演会等を開催した。また、8月には子の連れ去り等を予防するための広報活動の一環として、ブラジル司法省の中央当局長を招へいし、在日ブラジル人及びその配偶者等を対象としたセミナーを国内4都市で実施するとともに、外務省や実務家との意見交換を行った。

このほかにも、在外公館と連携し、海外にて在留邦人向け啓発セミナーを積極的に実施しているほか、国内の地方自治体や関係機関等でのセミナー実施や多言語でのリーフレット配布などの広報活動に力を入れている。

また、8月にはハーグ条約室のツイッターを開設し、ソーシャルメディアを通じてより幅広い層へハーグ条約を周知すべく取り組んでいる。

#### 【参考】ハーグ条約の国内実施法に基づく外務省に対する援助申請の受付件数（2018年12月末現在）

	返還 援助申請	面会交流 援助申請
日本に所在する子に関する申請	101	101
外国に所在する子に関する申請	96	30